

11	「科学技術研究調査」による中小企業の研究開発費	0.99兆円	20年度	/	/	-	-	-	-	-	-	-	・5の補助指標
12	「商店街実態調査」による商店街の空き店舗率	14.6%	24年度	/	/	-	-	-	-	-	-	-	・商店街の状況を判断する指標。

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始 年度	関連する 指標	達成手段の概要等	再掲	平成25年 行政事業 レビュー 事業番号
	23年度	24年度	25年度					
1 中小企業再生支援協議会事業	4200 (3396)	4700 (3578)	4335	平成15年度	13	(再生支援) 商工会議所等の認定支援機関に中小企業再生支援協議会を設置し、事業再生の専門家が、中小企業再生についての相談を受け、課題解決に向けた適切なアドバイスを実施する。 また、相談案件のうち、再生のために財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業について、個別支援チームにより金融機関との調整等を行い、再生計画(私的整理の合意文書)の策定を支援する。 (事業引継ぎ支援) 47都道府県の各認定支援機関に設置されている「事業引継ぎ相談窓口」(以下、相談窓口)において、事業引継ぎ等に関する情報提供・助言等を行う。 さらに、事業引継ぎ支援の需要が多く、支援体制が整った地域に、「事業引継ぎ支援センター」(以下、支援センター)を設置し、事業引継ぎに関するより専門的な支援を行う。	-	0107
2 小規模事業者対策推進事業	2434 (1788)	2191 (1685)	1870	平成14年度	1,2	(1)地域機関の小規模企業支援事業 ※1/2補助等 ・「地域力活用新事業創出支援事業」:商工団体、小規模企業、自治体等の連携によるコミュニティビジネスや地域資源活用による新商品・サービス等の新事業創出支援 (2)全国機関の地域機関指導事業 ※6/10補助等 ・全国商工会連合会・日本商工会議所による商工会・商工会議所等地域機関の経営指導員研修、中小企業支援施策の普及推進事業	-	0109
3 小規模事業者経営改善資金融資事業	3600 (3600)	3600 (3600)	3600	昭和49年度	1,2	商工会・商工会議所等の指導を受けて経営改善に取り組む小規模事業者を対象に、株式会社日本政策金融公庫が、無担保・無保証・低利で経営改善のための資金を貸し付ける「マル経融資(小規模事業者経営改善融資制度)」の実施に当たり、同公庫に対して、金利低減のための財政措置を講ずる。	-	0111
4 中小企業連携組織対策推進事業費	666 (422)	600 (443)	549	平成12年度	12	1. 指導機関等関連事業【2/3、6/10、1/2、1/3、定額】 〔①人件費②都道府県中央会への指導等③組合等への指導等④調査研究・情報提供等〕 2. 中小企業活路開拓調査・実現化事業【6/10、定額】 (新たな活路の開拓や諸問題を改善するために組合等が行う事業に対する支援)	-	0113
5 中小企業技術革新挑戦支援事業	- (-)	50 (34)	40	平成24年度	5,11	中小企業者が、自社の有する技術を用いて国等における技術開発課題が解決可能であるかや、その事業性に関して探索研究・実証実験(F/S)を行うことを支援する。 中小企業庁は関係省庁・機関と連携し、平成24年度事業では事業終了後に、厚生労働省「障害者自立支援機器等開発促進事業」へ応募することを前提に、探索研究・実証実験(F/S)を実施。	-	0115

6	中小商業活力向上事業	1882 (1615)	1799 (1528)	120	平成23年度	1.2,12	<p>①中小商業活力向上支援事業 商店街振興組合、商工会、商工会議所及び民間事業者等が、集客事業の実施や空き店舗の有効活用など、社会課題を踏まえつつ商店街の集客力向上や売上高の増加等に向けた取組を行う場合に、補助率2/3・1/2・1/3(地域商店街活性化法の認定を受けた事業については、補助率最大2/3)の補助金を交付する。</p> <p>②中小商業活力向上施設整備事業 商店街振興組合、商工会及び商工会議所等が、アーケードの整備やカラー舗装の整備、商業インキュベータ施設の設置など、社会課題を踏まえつつ商店街の集客力向上や売上高の増加等に向けた施設整備を行う場合に、補助率2/3・1/2・1/3(地域商店街活性化法の認定を受けた事業については補助率最大2/3)の補助金を交付する。</p> <p>③地域集客・交流産業活性化支援事業 地域の特色ある産業や工場、商店街、異業種の事業者等の広域連携による集客・交流プログラムの策定や、地域の集客・交流サービス産業の国際化に向けた取組など、個別の中小企業者では対応が困難な業種横断的・総合的な取組の立ち上がりを集中的に支援する。(補助率1/2)</p>	—	0117
7	地域商業再生事業	— (-)	848 (400)	1652	平成24年度	1.2,12	商店街組織とまちづくり会社や特定非営利活動法人等の民間企業等とが一体となり、地域の人口規模、行動範囲、商業量、地域住民が商店街等に求める地域コミュニティ機能などを精査し、まちづくり計画と整合的に取り込まれるコミュニティ機能再生・向上のための地域状況の調査、当該調査に基づき行う施設整備等事業及び再生支援事業に加えて、商店街等において財務状況の改善の効果のある事業であって、当該商店街等を取り巻く外部環境の変化を踏まえて取り込まれる、地域のコミュニティ機能の継続的かつ自律的な維持・強化が図られる構造改革に資する事業等に対して、補助率2/3の補助金を交付する。	—	0119
8	認定支援機関向け経営改善・事業再生研修事業	— (-)	— (-)	1502	平成24年度		経営力強化支援法に基づく認定支援機関に対し、再生計画や経営改善計画、海外展開事業計画策定支援の能力強化のため、経営改善計画や事業再生計画等の作成等を手がける大手会計法人、ビジネスコンサルティング会社等が講師となり、認定支援機関を対象とした研修を全国各地で開催する。	—	0161
9	中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業	— (-)	— (-)	6280	平成24年度	1.2	<p>①ITクラウドを活用した支援ポータルサイトの構築・運用を行う。具体的には、(1)中小企業・小規模事業者や専門家等支援者間での情報交換・コミュニティ形成、中小企業・小規模事業者同士あるいは中小企業・小規模事業者と専門家等とのマッチング、(2)中小企業・小規模事業者向けの支援情報の提供、支援施策の申請受付、(3)地域での共同受発注システムなど、中小企業・小規模事業者間の業務連携支援、(4)中小会計要領に基づく財務データ管理、ビッグデータ活用による高度な経営分析等の経営改革支援を実施。</p> <p>②中小企業・小規模事業者の高度な経営課題等の相談に対応するため、専門家派遣を実施する。 こうした支援を通じて、各地域における膝詰め相談等を実現する地域の支援ネットワークの構築も促す。</p>	—	0177
10	地域自立型買い物弱者対策支援事業	— (-)	56 (-)	944	平成24年度	1.2	買い物に不便を感じる高齢者等のいわゆる「買い物弱者」に対して商品購入機会を与えるための販売拠点の整備や移動販売事業など、買い物機会を提供する事業に補助金を交付する(補助率2/3)。この際に、買い物弱者対策と併せて、高齢者の安否確認、食事配達等のように、地域の生活基盤サービスの提供を一体的に行うものを優先的に支援する。予算補助の対象者は、民間事業者や特定非営利法人等の法人格を有する者から公募により選定する。本事業の実施により、モデル地域を創出し、横展開を図ることにより買い物弱者対策地域の増加に貢献する。	—	0182
11	中心市街地商業等活性化支援業務等委託事業	312 (296)	244 (218)	191	平成13年度	1.2,12	多くの地域においてまちづくりに携わる人材やノウハウの不足により、中心市街地活性化の取組が停滞している状況を改善するため、まちづくりに関する豊富な知識やノウハウを有し、多角的なエリアマネジメント能力を備えたタウンマネージャーを育成する。また、中心市街地の理念、意義、内容について理解が深まるよう、全国で普及活動を行うとともに、新たな分野の専門家を発掘し、ニーズのある地域とマッチングさせることにより、新たな産業の創出や伝統文化の掘り起こし等、地域の個性を活かしたまちづくりを支援する。	—	0588
12	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業	3054 (2867)	2515 (1922)	305	平成17年度	1.2,12	市町村がその地域の事業者や住民のニーズを汲み取り、中心市街地活性化基本計画(以下「基本計画」という。)を作成。内閣総理大臣が中心市街地の活性化に関する法律に基づき当該基本計画を認定。認定を受けた基本計画に基づき、民間事業者、商工会議所、商店街振興組合等が商業活性化事業を実施する。当該商業活性化事業を行う民間事業者等に対して、1/2又は2/3の補助金を交付する。	—	0589
13	中心市街地魅力委発掘・創造支援事業	— (-)	— (-)	2500	平成24年度	1.2,12	まちの魅力を高めるためのまちの魅力掘り起こし調査、専門人材活用、先導的・実証的な取組を重点的に支援。(1/2又は2/3の補助) また、事業を強力に推進するため、地域に根付いた「まちづくり会社」や商店街組織等を支援の中核とするとし、地域の個性やニーズに立脚した、生活者が安心して暮らすために必要な商機能の維持・強化に資する取組で、周辺他地域の先導的モデルとなり得る事業を支援。(24年度補正、25年度当初予算)	—	0599 新25-0098

14	中小企業経営力強化資金融資事業	- (-)	- (-)	440	平成25年度	3,5,8,10	中小企業経営力強化支援法に基づく認定経営革新等支援機関の支援を受けて、創業又は事業拡大・新分野開拓等を行う者を対象に、株式会社日本政策金融公庫(以下「日本公庫」という。)の低利融資制度を実施する。そのうち、国民生活事業については、担保・保証人等を免除する際の上乗せ利率の引き下げ、基準利率からの金利引き下げのための財政措置を講ずる。	-	新25-0020
15	認定支援機関等研修事業	- (-)	- (-)	121	平成25年度	5	①経営力強化支援法に基づく認定支援機関に対し、再生計画や経営改善計画策定支援の能力強化のため、経営改善計画や事業再生計画等の作成等を手がける大手会計法人、ビジネスコンサルティング会社等が講師とする研修を全国各地で開催する。 ②各地の優れた支援機関等において、地域金融機関職員や税理士、公認会計士、弁護士、社会保険労務士、中小企業診断士等の地域に密着して経営支援に取り組む機関の若手専門家を対象に、実践的な個別企業支援の経験・ノウハウを修得できるよう、長期間(数ヶ月程度)の長期実践型研修を実施する。	-	新25-0021
16	小規模事業者活性化事業	- (-)	- (-)	3001	平成25年度	5	・小規模事業者が行う、国内で満たされていない特定のニーズや地域のニーズに対応した新商品・新サービスの開発、販路開拓等の取組や、中小企業庁等が連携するビジネスコンテスト等を受賞した事業計画に要する経費の一部を補助する。(補助上限:200万円/件、補助率2/3) ・民間企業等有する知見やノウハウ等を活用することにより、効率的かつ効果的な事業実施を図るため、事業計画の管理や実行支援等の事業管理支援を行う民間企業等に対して業務委託を行う。(委託)	-	新25-0022
17	新事業活動・農商工連携等促進支援事業	- (-)	- (-)	1860	平成25年度	5	・中小企業が行う法律認定を受けた新連携、地域資源活用、農商工等連携の事業計画により行われる新商品・新サービスの開発、販路開拓(展示会出展、試験販売ほか)等の取組を支援する(補助上限:3,000万円/件、補助率2/3) ・農商工等連携の推進のため、ネットワークを有する一般社団・財団法人等が行う中小企業者と農林漁業者の連携体構築等を促進する取組を支援する(補助上限:2,000万円/件、補助率2/3) ・アイヌ中小企業の振興を図るため、アイヌ民工芸品の生産技術の向上、製品開発の促進、販路拡大等の事業を支援する(補助上限:740万円/件、補助率1/2)	-	新25-0023
18	農業成長産業化実証事業	- (-)	- (-)	682	平成25年度	5	本事業では、ターゲットとなる大規模海外市場を明確にした上で、国際的に競争力を有すると認められる工業技術や商業ネットワーク等を活かした日本型「先端的農業システム」を活用し、市場ニーズを捉えた収益性の高い効率的な生産・加工・流通等をトータルパッケージで実施するとともに、ブランド構築によって市場獲得・シェアの拡大を実現する。	-	新25-0024
19	クールジャパンの芽の発掘・連携促進事業	- (-)	- (-)	1000	平成25年度	5	クールジャパンによる海外展開やインバウンド獲得に意欲のある地域の中小企業等とプロデューサー人材との連携によってクールジャパンの芽(商材)を磨きあげる「プロデューサー人材派遣事業」を行うとともに、このような中小企業等が海外展開するにあたって企業コンソーシアム形成を促すための「横断的異業種交流会開催事業」を行う。さらに、海外諸国・都市の需要把握等による発掘連携側面支援や、クールジャパンに関する事例集作成、海外インフルエンサーの招聘等を通じた情報発信を行う。	-	新25-0025
20	ものづくり中小企業連携支援事業	- (-)	- (-)	11871	平成25年度	5,11	特定ものづくり基盤技術(鑄造、鍛造、切削加工、めっき等)の高度化に資する研究開発、技術流出防止や模倣品対策を目指す試作開発・販路開拓、優れた技術の事業化に向けて行う実証等について、中小企業・小規模事業者、地域の大学等、研究開発機関等が連携して行う取組を支援する。	-	新25-0026
21	ものづくり小規模事業者等人材育成事業	- (-)	- (-)	353	平成25年度	5	優れた技術・技能を有する者を技術継承支援者として認定し、ものづくり小規模事業者等が、製造現場等において中核として働く人材に、技術継承支援者の行う講習を受講させる際の経費の一部を補助する。	-	新25-0027

22	地域中小商業支援事業	- (-)	- (-)	3869	平成25年度	1.2.12	<p>(1)中小商業活力向上事業 ①中小商業活力向上支援事業 商店街振興組合、商工会、商工会議所及び民間事業者等が、集客事業の実施や空き店舗の有効活用など、社会課題を踏まえつつ商店街の集客力向上や売上高の増加等に向けた取組を行う場合に、補助率2/3・1/2・1/3(地域商店街活性化法の認定を受けた事業については、補助率最大2/3)の補助金を交付する。</p> <p>②中小商業活力向上施設整備事業 商店街振興組合、商工会及び商工会議所等が、アーケードの整備やカラー舗装の整備、商業インキュベータ施設の設置など、社会課題を踏まえつつ商店街の集客力向上や売上高の増加等に向けた施設整備を行う場合に、補助率2/3・1/2・1/3(地域商店街活性化法の認定を受けた事業については補助率最大2/3)の補助金を交付する。</p> <p>(2)地域商業再生事業 商店街組織とまちづくり会社や特定非営利活動法人等の民間企業等とが一体となり、地域の人口規模、行動範囲、商業量、地域住民が商店街等に求める地域コミュニティ機能などを精査し、まちづくり計画と整合的に取り組まれるコミュニティ機能再生・向上のための地域状況の調査、当該調査に基づき行う施設整備等事業及び再生支援事業に加えて、商店街等において財務状況の改善の効果のある事業であって、当該商店街等を取り巻く外部環境の変化を踏まえて取り組まれる、地域のコミュニティ機能の継続的かつ自律的な維持・強化が図られる構造改革に資する事業等に対して、補助率2/3の補助金を交付する</p> <p>(3)全国商店街振興組合連合会補助事業 全国商店街振興組合連合会(以下「全振連」)が実施する商店街の近代化や各種研究会の実施とその成果の普及啓発、都道府県商店街振興組合連合会(以下「県振連」)の役員等への研修事業等及び商店街のコミュニティ活動支援等のため、商店街の実践活動事業等を実施。(補助率6/10、定額)</p>	-	新25-0028
23	中小企業海外展開一貫支援事業	- (-)	- (-)	499	平成24年度	6	<p>中小企業・小規模事業者が行う海外展開に係る実現可能性調査(F/S調査)、官民の現地支援機関が連携した現地支援プラットフォームの構築等に要する経費を補助し、中小企業・小規模事業者の海外事業展開実現までの一貫した支援を行う。</p> <p>(1)実現可能性調査(F/S調査)支援 海外市場への事業展開を行う際の事業計画策定については、事前準備支援及び実現可能性調査に係る経費の2/3、最大120万円を補助。</p> <p>(2)現地支援プラットフォーム構築 現地のアドバイザーによる現地パートナーや潜在顧客等とのマッチング、現地拠点設立等の支援をワンストップで実施。</p>	4-2 事業環境整備	0596
24	中小企業海外高度人材育成確保支援事業	- (-)	- (-)	60	平成25年度	6	<p>現地の大学等と連携し、現地大学生等と日系中小企業とのマッチングの機会を提供するとともに、日系企業で働く上で必要な日本企業文化講座を実施し、現地において将来の管理職候補となる高度人材の育成・確保を推進する。具体的には、タイ・ベトナム等の日系中小企業と現地大学等との連携により、現地でのジョブフェア(日系中小企業への理解の促進に向けたセミナー、企業によるPR、就職面接等)、企業文化講座(現地日系中小企業や専門家による大学等での講義)を実施する。</p>	4-2 事業環境整備	新25-0093
25	中小企業海外展開総合支援事業	- (-)	- (-)	3151	平成25年度	6.7	<p>(1)中小企業海外展開発掘・事業化支援事業 中小企業の海外展開を支援するため、独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)と独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)が連携して、実現可能性調査(F/S調査)等を通じた企業発掘から、国内外の展示会出展支援やミッション派遣を活用した海外事業展開実現までの一貫した支援を行う。</p> <p>(2)JAPANブランド育成支援事業 プロジェクトの策定から、具体的な新商品開発・展示会出展等の取組まで、段階的な支援を行う。 ＜戦略策定段階への支援＞ 自らの強み・弱みを分析し、明確なブランドコンセプトと基本戦略を固めるため、専門家の招聘、マーケティング調査、セミナー開催などを行う取組に対して1年間に限り支援(補助上限額:200万円(定額))を実施。 ＜ブランド確立段階への支援＞ 具体的な海外販路開拓に向けて、市場調査、デザイン開発・新商品開発、展示会出展等を行う取組に対し、最大3年間に渡って支援(補助上限額:2,000万円(2/3))を実施。</p>	4-2 事業環境整備	新25-0094
26	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	-	-	-	昭和60年度	5.11	<p>法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)</p>	-	-

27	中小企業の事業再生に伴う登録免許税の軽減措置	-	-	-	平成21年度	1.2	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく「中小企業承継事業再生計画」の認定を受けた中小企業が、認定計画に従って事業譲渡や会社分割を行う場合の登記について、登録免許税を軽減する。(株式会社の設立登記(上限3,000億):0.7%→0.35%、会社分割による不動産所有権移転登記:0.4%→2.0% 等)	-	-
28	開業時の登録免許税及び印紙税の課税免除措置の創設	-	-	-	平成25年度	3.7	資本金2,000万円未満の新たな株式会社を設立する際の登録免許税、印紙税の免除措置を講ずる。	-	-
29	中小企業投資促進税制	-	-	-	平成10年度	5.10	中小企業者等が一定の設備投資やIT投資等を行った場合には、基準取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除ができる。	-	-
30	少額減価償却資産の損金算入特例	-	-	-	平成15年度	5.10	中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)することができる。	-	-
31	土地の譲渡所得に対する特別控除(地域商店街活性化法に係るもの)	-	-	-	平成21年度	1.2,12	地域商店街活性化法に基づく「認定商店街活性化事業計画」又は「認定商店街活性化支援事業計画」の用に供するために土地を譲渡した場合、当該土地の譲渡所得について1,500万円の特別控除又は損金算入を認める。	-	-
32	土地の譲渡所得に対する特別控除(中心市街地活性化法に係るもの)	-	-	-	平成10年度	1.2,12	中心市街地活性化法に規定する認定中小小売商業高度化事業の用に供するために土地を譲渡した場合、1,500万円の特別控除を行う。	-	-
33	商業・サービス中小企業活性化税制の創設	-	-	-	平成25年度	5.10	青色申告書を提出する中小卸、小売、サービス業を営む者が一定の金額以上の建物附属設備又は器具・備品を取得した場合に、設備の取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除の選択適用を認める。	-	-
34	再生ファンドによって複数の金融機関から債権買取りを受け、再生企業が債務免除を受ける場合の企業再生税制の適用及び少額資産の評価損の損金算入	-	-	-	平成25年度	1.2	一定の要件を満たした私的整理について、資産売却による損失の実現を待たずに評価損を計上することにより、経営改善、事業再生が可能となる。また、期限切れ欠損金を優先して控除することにより青色欠損金をその後の所得に対し損金算入することができる。また、少額資産についても資産評価が行われている場合には評価損を計上することができる。	-	-
35	中小企業に対する交際費課税の特例	-	-	-	平成26年度	5.10	中小法人等が支出する交際費については、定額控除限度額(損金算入限度額)が800万円に引き上げられている。	-	-
36	小規模事業者経営改善資金	-	-	-	昭和48年度	1.2	金融確保の面できわめて困難な立場に置かれている小規模事業者に対し、商工会・商工会議所等による経営指導と併せて、無担保・無保証の低利融資を行うことで、小規模事業者の経営改善を促進する。	-	-
37	新企業育成貸付(新事業活動促進資金)	-	-	-	平成17年度	5	中小企業の創意ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業の経営革新、異分野の中小企業が連携して行う新事業分野の開拓等を支援するため、これらの事業活動に必要な資金の貸し付けに関し、貸付利率、貸付限度額等に特例を設ける制度。	-	-
38	新事業育成資金	-	-	-	平成11年度	5	新しい技術の活用、特色ある財・サービスの提供等により市場を創出・開拓し、高い成長性が見込まれる中小企業者を支援する。	-	-

39	女性、若者／シニア起業家支援資金	-	-	-	平成11年度	3	女性、若者又は高齢者のうち開業して間もない者に対して、日本政策金融公庫による低利融資を行う。	-	-
40	再挑戦支援資金	-	-	-	平成19年度	3,4,8	日本政策金融公庫が、いったん事業に失敗した起業家の経営者としての資質や事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している者を支援する。	-	-
41	新事業活動促進資金	-	-	-	平成11年度	5	中小企業の新たな事業活動を支援する。	-	-
42	IT活用促進資金	-	-	-	平成12年度	5,10	情報技術(IT)の普及及び変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報技術(IT)の活用を図る中小企業者を支援する。	-	-
43	地域活性化・雇用促進資金	-	-	-	昭和62年度	1,2	地域における中小企業者の企業立地の促進、立地条件の改善及び共同化の促進等により、当該地域経済の活性化及び雇用の促進を図るために支援する。	-	-
44	企業再建・事業承継支援資金	-	-	-	平成14年度	1,2,4,9	経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている中小企業であって、通常の融資制度では取り上げが困難なものに対し、安定資金を供給し、自助努力による企業再建を支援すること及び中小企業者の事業承継の円滑化を支援する。	-	-
45	挑戦支援資本強化特例制度(資本金劣後ローン)	-	-	-	平成20年度	1,2,5	新規事業や企業再建等に取り組み、地域経済活性化等に資する事業(雇用効果の認められる事業、地域社会に不可欠な事業、技術力の高い事業など)を行う中小企業者を支援する。	-	-
46	企業活力強化資金(商業振興関連)	-	-	-	平成7年度	1,2,12	財政基盤が脆弱かつ経営資源が乏しい中小小売業者や特定会社等に対して資金供給を円滑にし、経営の近代化・合理化等を図る。	-	-
47	小規模企業活性化法	-	-	-	平成25年度	1,2	小規模事業者に焦点を当てた施策を重点的に講じ、その事業活動の活性化を図るため、所要の改正を実施。	-	-
48	中心市街地活性化に関する法律	-	-	-	平成10年度	1,2,12	中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための法律。	-	-